

東日本大震災からの復旧・復興に関する意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、宮城県三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の巨大地震であり、この地震が引き起こした大津波は、東北から関東にかけての太平洋沿岸を襲い、人命に多大の損害を与えるとともに、住宅や社会インフラの損壊など、甚大な被害をもたらした。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、周辺住民は避難を余儀なくされ、農畜産業及び水産業も壊滅的な被害を受けたところである。

また、これに伴う風評被害は、農畜産業や水産業にとどまらず、観光や工業製品に至るまであらゆる産業に及んでおり、この震災が市民生活及び地域経済に与える影響は計り知れない。

今般の震災による被害は、既に各自治体で対応できる災害対策の限界をはるかに超えており、被災地が復旧・復興するためには、あまりに広範囲で、かつ、状況も深刻であり、財政基盤の弱い地方自治体だけでは手の施しようがなく、国の早急かつ大規模な財政的支援が不可欠である。

よって、国においては、各自治体、関係機関とも連携し、早期に被災者の救済と被災地の復旧・復興を進め、国民生活の安定と福島第一原子力発電所事故による国民の不安を払拭するため、早急に有効な施策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月30日

千葉県成田市議会